

第6章 障がい児福祉計画の成果目標

1 成果目標について

本項目では、平成 28 年の「児童福祉法」の改正により策定が義務づけられた「障がい児福祉計画」について、国の基本指針に即して、平成 32（2020）年度の成果目標を設定します。

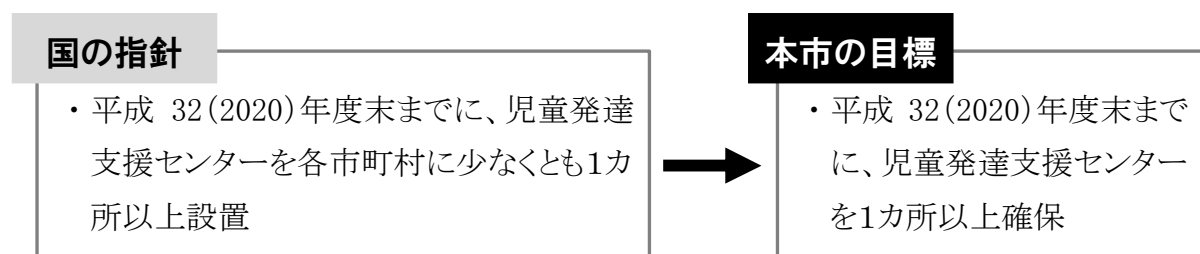
2 成果目標の設定

障がい児福祉計画の成果目標は、基本指針における障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標に基づき、平成 30(2018)年度から新規に設定することとなりました。

本計画においては、この基本指針に記載された成果目標について以下のように設定します。

（1）障害児支援の提供体制の整備等

① 障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築



児童発達支援センター*については、本市ではすでに1カ所整備していますが、身体に障がいのある児童の受け入れ体制が整っていないため、施設整備をするとともにサービスの充実を図り、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指します。

国の指針

- ・平成 32（2020）年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築（市町村単位での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。）

本市の目標

- ・平成 32（2020）年度末までに、保育所等訪問支援の利用体制を構築

障がいのある児童の地域社会への参加・包容を推進するため、保育所等訪問支援については、総合支援協議会において事業の実施体制の構築について検討し、事業の実施が可能な事業所の参入を働きかけるとともに、従事者の資質の向上に資する研修等の実施を検討します。

② 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

国の指針

- ・平成 32（2020）年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 カ所以上確保（市町村単位での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。）

本市の目標

- ・平成 32（2020）年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、圏域内に 1 カ所以上確保

重症心身障がい児^{*}を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保については、市独自での整備が困難であるため、知多半島圏域内に事業所を確保します。長期的には、市単独での実施も視野に入れ、総合支援協議会での検討を行います。

③ 医療的ケア児^{*}支援のための関係機関の協議の場の設置

国の指針

- ・平成 30(2018)年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける



本市の目標

- ・平成 30(2018)年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を、圏域内に設置

保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等の連携については、市独自での協議体設置が困難であるため、知多半島圏域内での実施ができるよう働きかけます。長期的には、市単独での設置も視野に入れ、総合支援協議会での検討を行います。